

中神駅北側地区住居表示説明会でいただいた主な意見・質問とその回答

※文章中、いただいたご質問・ご意見の趣旨を変えずに、表現等をわかりやすく修正しております。

※テーマごとに整理してまとめるため、いただいたご質問・ご意見の順番を変更し、内容を分割するなどの調整をしております。

【開催日時・参加者数】

開催日時	会場	参加者数
令和7年5月15日（木）19:00～	アキシマエンシス体育館	18人
令和7年5月17日（土）10:00～	アキシマエンシス体育館	22人
令和7年5月21日（水）19:00～	アキシマエンシス体育館	9人
令和7年5月25日（日）10:00～	アキシマエンシス体育館	15人

【主な意見・質問等】

町名及び町区域の案に関すること

・住居表示実施までの流れのなかで、新しい町名の案が昭島市住居表示審議会で諮問されるのですが、私達一般の市民は、こういう案はどうでしょうかという機会はないのでしょうか？

（回答）

ご説明させていただいた市民懇談会のなかで、町名の案などを考えていく予定ですが、過去の事例で、「代官山」や「もくせい杜」の町名決定の際には、住居表示審議会の審議の参考とするため、市民の皆様から町名を公募した経過があります。今後開催予定の市民懇談会の中で、公募するという形になれば、そういったところで住民の方々に案を募る機会があります。

・住居表示を実施する上で、歴史のある名前を残していただきと思います。直近で実施した代官山は、昔の字名を使っていると伺っており、馴染みがあるというか、歴史があるものだというのでとても納得ができたのですが、私達が住んでいる中神町の中に今新畑公園っていうのを作っており、その新畑という名前も歴史のある名前だと聞いていますので、できることならば歴史のあるもので馴染みもある名前を付けるように進めていただければと思います。

（回答）

歴史のある名前をといてところでございますけれども、新たに町を設ける場合、その名称はできるだけ従来の町の名称に準拠して定めることを基本とするという基準を市で設けてお

ります。また、前回実施した代官山の町名決定のときも、町名の公募という形で広く市民の皆様意見を伺い、その意見を住居表示審議会における町名決定の判断材料として活用するなどしたところです。今回の中神駅北側地域においても、今後の市民懇談会や住居表示審議会の進め方にはよりますが、前述のような市の考え方を皆様にお伝えしながら、検討を進めていきたいと考えております。

・町名や町の区域に関する原案は、今は全くないということでしょうか？

(回答)

昭和54年3月に当時の住居表示審議会からの答申で、本地区の町割りや名称は一度示されております。しかしながら、45年以上という長い期間が経過するなか、改めて検討していく予定です。

・昭和54年の答申で示されたという今回の実施予定区域の名称と丁目や番・号などが決まっていれば教えてください。

(回答)

今回実施予定区域の武蔵野一丁目部分を除いた範囲は、昭和54年3月の答申にて「仲町」という町名が示されております。なお、この答申は町の区域と名称についての答申のため、丁目割りや街区及び住居番号(〇〇番△△号)については示されておられません。

・町名の決定に際しては、町名を公募することを前提とした上で、市民懇談会においてその公募案を元に検討していただいた方が、区域内の住民の意向を反映することにつながるのではないのでしょうか？

(回答)

今後の市民懇談会の進め方次第ではございますが、過去の住居表示審議会の審議経過を見ても、町名公募や意向調査を行った上で、町名の選考基準に照らした町名案を答申しており、今回の住居表示実施における市民懇談会から住居表示審議会の一連の流れにおいて、市民の方々の希望を伺う町名公募をかけたうえで検討していくことが、市としては望ましいと考えております。

・今回の対象区域より南側にも同じ町名が存在していますが、そちらに変更はないのでしょうか？

(回答)

既に住居表示実施済の区域については、変更の予定はありません。

・町名について、南側の町名と併存する可能性はありますか？

(回答)

同じ町名を付けてはいけないといった決まりはありませんので、可能性はございます。

・直近で住居表示を実施した、「もくせいの杜」と「代官山」の町名について決定の経緯を教えてください。

(回答)

「もくせいの杜」・「代官山」ともに、住居表示審議会において町名公募を行い、その結果を元に慎重に審議を行われ、それぞれの町名を含む答申がありました。その答申に基づき市議会に議案を提出し、議決されて決定となりました。

・町名などの案が決定した内容に対して、市民懇談会や住居表示審議会に入っていない人が行政に意見を届ける機会がありますか？

(回答)

住居表示審議会の答申後、町の区域及び名称の案を皆様に公示する期間がございます。その案に対して異議がある場合は、公示の日から30日を経過する日までに、対象区域内50名以上の署名と理由を附して変更の請求をすることができます。なお、変更請求があった場合は、市議会において公聴会を開き、区域内の関係住民から意見を聞いた後でなければ議案の議決ができないとされています。

市民懇談会に関すること

・市民懇談会はどこで開催する予定ですか？また、公募の4名以外の16名についてはどのような方が入りますか？

(回答)

開催場所については、武蔵野会館など区域内にある市立会館の会議室等を想定しています。公募会員以外の方については、区域内の各自治会から代表の方を選出していただき、出席していただく予定です。

・市民懇談会の公募会員の4名は誰が選ぶのでしょうか？

(回答)

部長職の一部で構成される市の公募市民委員選考論文審査会において、選考します。

今回の実施予定区域に関すること

・スライドの中で、大神町が区域内に存在するとありましたが、住所としては存在しないというのはどういう意味でしょうか？

(回答)

大神町は土地としては存在しておりますが、範囲が狭く、建物の住所としては使用されていません。宮沢町と大神町にまたがって建っている建物はございますが、その建物の住所は宮沢町であるため、このような表現としています。

・今回の対象区域にはどのくらいの対象者が居住していますか？また、各町の面積と人口(割合)についても教えてください。

(回答)

令和7年4月1日現在で、7,761世帯、14,849人が居住しています。各町の面積と人口につきましては、大神町が面積0.064㎢で人口は0人、築地町が面積0.111㎢で人口303人、中神町が0.742㎢で人口9,334人、福島町が0.112㎢で人口1,057人、宮沢町が0.160㎢で人口4,155人となっております。

・今回の実施区域は、過去から実施するとされていた土地区画整理事業が区域縮小された経緯があるなか、資料にある例のような整然とした街区とはなっていないところが多く残っていると思いますが、今後道路等が整備されていくなかで、将来また住所が変更になり、混乱が生じるのではないかという心配があり、不安に感じています。

(回答)

おっしゃるとおり、すべて整然とした街区とはなっておりませんが、土地区画整理事業の縮小に伴い中神駅北側地域整備計画を策定し、同計画において本区域の道路整備計画がすでに示されており、現状の街区から大幅に変更となる箇所はないという認識です。また、新設の道路ができる箇所については、その道路ができることを想定した街区割りや住所の付番をしていくことで、将来極力混乱が生じないような住所の設定をしていく予定です。

住所変更の手続き等に関すること

・住所変更の手続きで、東京電力以外の電力会社と契約している場合は、手続きが必要になりますか？

(回答)

必要になる場合がありますので、詳しくは住居表示実施の際に、各小売電気事業者へお問い合わせください。

・スライドの中で、住所変更お知らせ用のはがきを配布するとありますが、こういった用途で使用するのでしょうか？そのはがきは住所の変更のあったことの証明になりますか？切手を貼る必要はありますか？

(回答)

証明書として使用するものではなく、お知り合いの方などに自分の住所の表記が変更になった旨を個人的にお知らせするためのものになります。なお、住居表示の実施に伴い住所の表記が変更になったことをお知らせする「通知書」を全世帯に、「証明書」をお住まいの方全員に別途送付させていただく予定です。また、切手を貼る必要はございません。

・不動産登記簿の所有者の住所変更手続きについて、区域内のマンションに住んでいる人は個人で手続きが必要でしょうか？

(回答)

いわゆる分譲マンションの(区分)所有権をお持ちで、そこにお住まいの方は、登記簿の住所変更手続きが必要になります。

・住所変更の登記申請を行う際にかかる登録免許税や司法書士等に委任する場合の費用について教えてください。

(回答)

住所変更の登記申請の際にかかる登録免許税については、住居表示実施時に対象者全員にお配りする住居表示証明書を添付すれば免除となります。また、司法書士に委任する場合は、費用をご自身で負担していただくこととなりますが、住居表示実施前に登記申請に必要な様式と記載見本をお送りしますので、そちらを参考にいただければご自身で手続きを行うことが可能です。

・住居表示を実施した後に、宛先が旧住所の郵便物はどのくらいの期間届きますか？

(回答)

市から確定的なことは申し上げられませんが、例えば代官山の住居表示を実施した際は、昭島郵便局様より記録がある限りは配達するという話を伺っておりますので、当分の間は配達されると考えております。

・住居表示実施後の手続きについて、どのくらいの期間で手続きが必要なのか教えてください。

(回答)

住居表示実施後の手続きについては手続きごとに期間が異なるため、実施前にお送りする住居表示の手続きのしおりをご覧ください。代官山を実施した際の手続きのしおりをホームページ上に公開しておりますのでそちらを参考にしてください。(本地区の住居表示実施時には期間等に変更となる可能性がございます。)

参考 URL : [代官山の住居表示実施に伴う手続き説明会を実施しました | 昭島市](#)

住居表示の仕組み・制度に関すること

・一軒の家に東側と南側の2つの玄関があり、別世帯がそれぞれ居住していますが、住居表示実施後はどういった住所になりますか？玄関ごとに住所を割り当ててもらえますか？

(回答)

いわゆる2世帯住宅であっても、単一の家屋であれば、住所は1つのみ割り当てられます。その場合、建物から道路への主要な通路を1つ認定し、その通路が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号が当該建物の住居番号(〇〇号)になります。

・住居番号の説明で、街区ごとに一定の間隔で順番に基礎番号を付けるとのことですが、どういうルールで番号を付けるのですか？

(回答)

昭島市では、原則として、街区の北東を起点として時計回りで基礎番号を付けると定めております。

・住居表示を実施することによるメリットは何かありますか？

(回答)

郵送物の誤配の減少、有事の通報時の混乱の防止、目的地への案内や到達が容易になるといったようなメリットがあります。

その他・ご要望などに関すること

・もっと市民に住所が変わることをわかりやすいように伝えていただきたいです。

(回答)

広報あきしまや市公式ホームページなどいろいろな手段を活用し、わかりやすくお伝えすることに努めてまいります。

・マイナンバーカードの記載事項変更手続きについて、実施後数ヶ月間は休日窓口を増やすといった対応をしてもらえますか？

(回答)

いただいたご意見を踏まえ検討いたします。また、代官山実施時に行った高齢者施設へ手続きのため訪問することなどについても併せて検討いたします。

・一人暮らしの高齢者にもわかりやすいように、広報紙以外にも放送をするなどの措置をとってもらえますか？

(回答)

今後、広報やホームページをご覧になれない方に周知をするため、個別に住居表示の情報を印刷した紙を配布するなどの取組について検討してまいります。

・これから実施に向けた取組をするにあたり、市民からの意見や質問に対応するコールセンターのようなものの設置はありますか？

(回答)

住居表示担当において対応しておりますが、今後実施する際には、検討課題とさせていただきます。